

改正概要説明書	
国名：デンマーク	法令名：商標法
改正情報： 2012年1月24日統合商標法 No. 109 2012年2月1日施行	
<p>改正概要：</p> <p>今回の改正において大きな変更はなく、名称の変更、表現の変更等により、条文を明確かつ理解し易くするための改正がされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「経済商務大臣」を「事業・経済成長大臣」に名称変更をした。 2. 出願及び登録の分割及び通知について及び共同体商標に関する事件の審査その他の処理について手数料を納付しなければならない旨の規定が新たに設けられた(第48条(5))。 また、その手数料の詳細について規定された(第60d条, 第60e条(1))。 3. 手数料に関する規定が新たに設けられた(第8A部)。 	
<p>改正内容：</p> <p>・ 第23条 (異議申立)</p> <p>(1) 「経済商務大臣」を「事業・経済成長大臣」に名称変更したことに伴い、登録の有効性に対して異議申立をする際に納付しなければならない手数料について、「経済商務大臣が定めた額での」という文言が削除された。</p> <p>・ 第30条 (行政上の取消)</p> <p>(1) 「経済商務大臣」を「事業・経済成長大臣」に名称変更したことに伴い、登録手続の終了後、登録された商標の取消を求める請求をする際に納付しなければならない手数料について「経済商務大臣が定めた額の」という文言が削除された。</p> <p>・ 第42条 (法的保護に関する規定)</p> <p>(1) 法的保護を受けることができる商標権に「共同体商標に関する理事会規則に従って成立した商標権」が追加された。</p> <p>・ 第48条</p> <p>(3) 事業・経済成長大臣が定めることができるものが、「出願及び登録の分割に対する手数料、事案、通知、抄本等の取扱に対する手数料」から「特別取引、公告、謄本、手続等のための納付に関する規則」に改正された。また、「経済商務大臣は更に、該当する手数料の還付等に関する規定を定めることができる。」という規定が削除された。</p> <p>(4) 事業・経済成長大臣は、共同体商標に関する規則の適用のために必要な規定を定める</p>	

ものとしているが、それに含まれる規定のうち、「その手数料に関する規定」が削除された。
(5) 出願及び登録の分割及び通知について及び共同体商標に関する事件の審査その他の処理について手数料を納付しなければならない旨の規定が新たに設けられた。

(6) 前項の規定が新設されたことにより、旧法における(5)が繰り下がった。

・第 60 条

(1) 第(2)項が新たに規定されたことにより、(1)となった。

事業・経済成長大臣は国際商標登録の公告及び異議申立に関して、特別規則を定めることができるが、旧法において、定めることができるとされていた「前記に関連する事案の審査手数料に関する規則」が削除された。

(2) 国際商標登録に関する事件の審査その他の処理については、手数料を納付しなければならない旨の規定が新設された。

・第 8A 部

手数料に関する規定が新たに設けられた。

・第 60a 条 (手数料)(新設)

(1) 商標登録出願の手数料についての規定が新たに設けられた。また、商品及びサービスの国際分類に関するニース分類に基づく最初の 3 類を超える各類について、追加手数料を納付しなければならない旨が規定された。

(2) 共同体商標出願又は登録の国内出願への変更については、(1)にいう手数料を納付しなければならない旨の規定が新たに設けられた。

(3) 取り消された国際商標登録を基礎とするデンマーク商標登録出願についての手数料についての規定が新たに設けられた。

(4) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の 1989 年 6 月 27 日の議定書に基づく国際商標登録におけるデンマークの指定のための手数料についての規定が新たに設けられた。

・第 60b 条 (新設)

(1) 商標登録の更新の手数料について規定が設けられた。

(2) 20%増額の手数料を納付すれば、登録期間満了後 6 月までに更新手続きをすることができる旨が規定された。

(3) 国際商標登録におけるデンマークの指定の更新について、マドリッド議定書に基づく手数料の規定が新たに設けられた。

・第 60c 条 (新設)

デンマーク又は国際商標登録の有効性に対する異議申立、行政取消の請求についての手

手数料に関する規定が新たに設けられた(1)(2)。

また、登録が第14条(i)(公序良俗に反する商標)又は(iii)(権限を有する当局の許可を受けていない商標等)に違反してという理由でのみ請求される異議申立、行政取消については、手数料不要である旨の規定が新たに設けられた(3)。

・第60d条 (新設)

(1) 商標出願又は商標登録の分割の手数料について新たに規定され、分割されるべき各出願又は登録ごとに手数料を納付しなければならない旨が規定された。

(2) デンマーク商標権又はデンマークにおいて効力を有する国際商標権の所有者への通知についての年間当たりの手数料の規定が新たに設けられた。

・第60e条 (新設)

共同体商標登録出願及び国際商標登録出願に関する事件の特許商標庁による取扱手数料についての規定が設けられた(1)(2)。

国際商標登録における後の指定に関する事件の特許商標庁による取扱手数料についての規定が設けられた(3)。

・第60f条 (新設)

納付した手数料が返却される場合とそうでない場合について以下の規定が新たに設けられた。

(1) 第60a条から第60e条までにいう手数料は、適時に納付されているときは返却されない。

(2) 期限到来時に適時に納付されていないか、又は不十分な金額で納付され結果として受理されなかった手数料は、返却されるものとする。

(3) 手数料納付済の審査その他の処理を特許商標庁が拒絶する場合は、審査その他の処理に関して納付された手数料は、返却されるものとする。

(4) 商標登録に対する異議申立又は商標登録の取消請求に関して納付された手数料は、異議申立又は取消請求の審査が一時停止され、かつ、商標登録が取り消された場合は、納付済金額の半額が返却される。

・第60g条 (新設)

第60a条から第60e条までにいう手数料は2011年水準のものである旨(1)、特許商標庁は、これらの手数料は政府予算のために使用される一般物価及び賃金変動に従って調整することができ、現行手数料を公表する旨(2)が規定された。